

〒103-0027

東京都中央区日本橋3丁目15番2号 鹿児島ビル8階

田村町総合法律事務所

鈴木エイト代理人

弁護士 久保内浩嗣 先生

令和7年2月26日

掲載削除要請書

後藤徹代理人

弁護士 徳永信一

弁護士 中山達樹

前略

貴職らは令和7年1月31日に東京地方裁判所が言い渡した令和5年(ワ)第25532号損害賠償請求事件の仮執行宣言付き判決(鈴木エイトは後藤徹に対し、金11万円及び令和5年8月1日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え。以下「本判決」と称します。)につき、訴訟代理人として東京高等裁判所に控訴しておられます(令和7年(ワ)第302号 損害賠償控訴事件)。

1 本判決は鈴木エイトがブログ「やや日刊カルト新聞」に掲載した下記発言①及び発言②につき、後藤徹の名誉(人の品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的評価)を侵害する違法なものとしましたが、その理由につき、一般読者の普通の注意と読み方に照らし、「後藤徹はニート化して自らの意思に基づき引きこもりを続けていただけなのに、棄教を迫る監禁を耐え抜いた信仰心篤い人物に自らを置き換え、

虚偽の監禁被害を訴えた」という印象を与えるものと判示しました。

2 後藤徹は、平成7年9月11日に拉致され、平成20年2月10日に解放されるまで、12年5カ月もの長期間にわたり、南京錠で施錠された杉並区内のマンション等の一室に監禁され、ディプログラマーと呼ばれる職業的脱会屋・宮村峻による強制棄教(de-programming)の精神的拷問を受けました。それは個人の身体を奪う逮捕・監禁罪(刑法220条)を構成する違法行為であることはもちろん、憲法が保障する信教の自由(憲法20条1項)を直接的に侵害し、人権の中核である「人間の尊厳」を蹂躪する犯罪です。宮村峻の指示に基づく拉致監禁と強制棄教の犯罪は、東京高裁平成26年11月13日判決において不法行為として認定され、同判決は最高裁による上告棄却及び上告不受理によって終局的に確定しており、その経過は貴職らもご存じのとおりです。

3 さて、本件判決は、発言①及び発言②を後藤徹の社会的評価を低下させる違法な名誉毀損であることを認めています。平成25年3月13日に投稿された発言①は、前記東京高裁判決が確定する前のものであることを理由に、真実だと誤信したことにおける相当な理由(真実相当性)があり、違法ではあるが不法行為としての責任が阻却されると判示しました。しかしながら、発言①は、上記判決確定後もブログ上で公開され、一般読者に誤った印象を与え続けており、投稿時を真実相当性の判断基準時とした前記判断は甚だ遺憾です。控訴審ではその不当性を追及していく所存です。

4 ところで、発言①のみならず発言②も、本件判決において、それらが違法な名誉毀損表現であると認められてからも、従前と何ら変わることなく、前記ブログに掲載されています。鈴木エイトによる後藤徹に対する名誉毀損の違法行為が現在も進行中であることは、甚だ遺憾です。

つきましては、本書面をもって発言①及び発言②の前記ブログからの速やかな削除を求めます。応じられな

い場合、控訴審において現時点においても進行中の新たな不法行為として請求の趣旨に加えることになりま
すので予めご承知置き願います。

記(発言①及び発言②の内容)

発言①: “後藤ケース”は、脱会説得に応じず、逆に“氏族メシア”として家 族を説き伏せるためにマンションに留
まり、居直った末に果てにニート化してただの引きこもりとなった男性信者が、役柄を“転換”し“拉致監禁に耐
えきった英雄”として統一教会内でスターダムにのしあがったというだけの話だ。実際のところ、後藤氏は引っ
込みが付かなくなっているのではないか。記憶の改変が起こる土壌は全て整っている。

発言②: 12 年間に及ぶ引きこもり生活の末、裁判で 2000 万円を GET した後藤徹・拉致監禁強制改宗被害
者の会会長

以上

〒107-0052

東京都港区赤坂 2-2-21 永田町法曹ビル 701

中山国際法律事務所

電 話 03-5797-7723

FAX 03-5797-7724

後藤徹代理人

弁護士 徳 永 信 一

弁護士 中 山 達 樹